

富士吉田市告示第 69 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者の指定について、富士吉田市財務規則（平成 3 年 6 月 1 日規則第 9 号）第 61 条第 1 項の規定に基づき指定したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 27 日

富士吉田市長 堀内 茂

1 指定納付受託者の名称及び住所又は主たる事務所の所在地

別紙のとおり

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入内容

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、  
国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料  
（普通徴収）、市営住宅使用料、水道料金・下水道使用料

3 指定をした日 令和 8 年 4 月 1 日

4 業務委託日 令和 8 年 4 月 1 日

5 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

名 称	事務所の所在地
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町 1-1